

社会福祉法人草の実福社会 「役員報酬及び旅費に関する規程」

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人草の実福社会(以下「法人」という)の役員報酬及び旅費に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の「評議員選任・解任委員」「評議員」「理事・監事」をいう。

(報酬)

第3条 役員が、「評議員選任・解任委員会」「評議員会」「理事会」に出席したときは、別表1により、報酬・旅費を支払うことができる。

2 役員が、法人の業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

(適用除外)

第4条 事業の職員を兼務する役員は、この規定は適応しない。

(改正)

第5条 この規程の改定については、評議員会の議決を要する。

附 則

1 この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。(一部改正)

別表 1 (第 3 条関係)

居 住 地	報 酬	旅 費
鯖 江 市	5,000 円	2,000 円
鯖江市以外	5,000 円	3,000 円

別表 2 (第 3 条関係)

名 称	報酬 1 日	旅 費
報酬及び旅費	15,000 円	実 費